



連絡がつかない相続人がいて、 遺産分割協議ができない場合は?



そのような場合、不在者財産管理人の選任を 家庭裁判所に申し立てて進めることができます。

そのような場合、不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てて進めることができます。

「親族」とは、民法で定義されており、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を指します。現代社会では、人間関係が複雑に、また、希薄になっており親族とはいえ、全く会ったことがない人、疎遠な人がいてもおかしくありません。しかし、離婚しても子どもとの親子関係は終了しませんし、異母兄弟も共通の父を持つ親族です。また、普通養子縁組の場合、養子と実親との関係は消滅しません。

遺産分割協議は相続人全員で行う必要があるため、相続人の中に音信不通などで連絡が取れない人がいると手続

きをすることができず、全員が参加しない遺産分割協議は無効となります。

このような場合には、まず不明相続人の戸籍の附票から現住所を確認します。この住所を手掛かりに連絡を取ってみます。しかし、戸籍の附票を手に入れられない(委任状なしで戸籍を集められるのは①直系尊属か直系卑属かつ血族、②配偶者です)、あるいはその住所に住んでいない場合どうすれば良いでしょうか。相続手続きを進めるためには家庭裁判所に「不在者財産管理人」の選任を申し立てます。不在者財産管理人は家庭裁判所の許可を得て遺産分割協議に参加し、不在者が現れるまで、あるいは失踪宣告されるまで、または死亡が確認されるまで財産を管

理します。不在者財産管理人の選任には時間がかかるので相続税など期限がある場合は時間に余裕をもって申し立てをしましょう。また管理人に親族が選任されることもあります。その際は管理人への報酬が必要です。

不明者の生存が低いような場合や行方不明になって7年間生死が明らかでない場合は家庭裁判所に「失踪宣告」を申し立てましょう。失踪宣告は法律上、死亡と推定されます。

その他、連絡の取れない相続人を探すには広告やSNSを利用する方法も考えられます。お困りの際は早めに専門家にご相談ください。

(行政書士 半田 直子)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる
行政書士 飯田 利治

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315

電話：050-3748-0168

FAX：050-3588-8093

<https://tiidal168.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士半田事務所

はんだ なおこ
行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409

電話：047-705-9088

FAX：047-705-9088

<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たかた てつろう
行政書士 高田 哲朗

〒271-0045
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305

電話：050-3743-5844

FAX：050-3457-7090

<https://office-takata.jp>



農地を相続するのですが、売却はどうしたらいいですか？



**農地を売却するのは、
農地法の許可が必要になります。**

農地の相続手続きは、一般の不動産とは異なり、農業委員会との連携が必要になるなど、注意すべき点が多くあります。

まずは、どのような種類の農地を相続されたのかを確認しましょう。農地は、大きく分けて「耕地」と「採草放牧地」に分けられます。

「耕地」とは、田んぼや畑など、実際に作物を栽培している土地で、「採草放牧地」とは、家畜を放牧したり、牧草を栽培したりする土地です。相続された農地がどちらに該当するかによって、手続きや活用方法が異なります。

次に、相続された農地をどのように活用していくのかをご相談の売却も含め検討していきます。

ご相談内容とは異なりますが、相続人自らが農業を続ける場合は、農業委員会に届出ですみます。一方で相続人が農業をしないで他人に売却等をする場合には、農業委員会の許可が必要なので注意が必要です。さらに購入者が農業をせずに宅地などに農地を転用する場合は、非常に厳しい規制がかけられてもいます。

いずれの場合も、農地転用申請等は行政書士に、転用する農地の範囲を決めるために測量をし、転用

許可後に宅地等に地目変更するのは土地家屋調査士に、土地の相続登記に司法書士に、農業を続ける場合も含め農業士などに相談することをおすすめします。各専門家は、相続手続き等の手続きの代行や、農地の活用方法等にアドバイスしてくれます。

最後に農地相続に関する注意点を再度確認しましょう。

まずは法律です。農地の売買や転用は、農地法で規制されていますので、相続人が許可を得ずに勝手に売却の手続きをすることはできません。

相談先は農業委員会です。売却等の活用法等を相談でき、農地に関する様々な手続きも、農業委員会でいきます。

また、相続税がかかる場合もあるので、税理士に相談することも必要です。これらの注意点も踏まえ、早めに各専門家に相談してください。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

親父の会社を相続するのに株はどう評価すればいいの？



**非上場株の相続税の算定は
規模に応じて3種類の方式があります。**

非上場の会社様と想定してご説明いたします。非上場株の相続については、相続税の算定ルールの見直しが予定されています。これから制度の変更があるかもしれませんが、現状では非上場株の場合、相続税は会社の規模に応じて3種類の方式が適用されます。

大規模の会社の場合は、事業などが類似する企業と比べて株式の時価を評価する「類似業種比準方式」(①)を原則的に適用します。原則的にというのは、会社の資産や負債に基づいて株価を算出する「純資産価額方式」(②)を選ぶこともできるからで

す。

中規模の会社だと、原則が①と②の併用方式を適用で、②も選択可能になっています。

小規模の会社の場合は、原則が②になり、併用方式が選択可能となっています。

この会社規模の分類は、従業員数年間売上高、資本金の額、総資産額などを基準として判定されます。

大規模は従業員数や売上高、資本金の水準が非常に高い企業。中規模は、大規模企業ほどではないが、一定の規模と安定した経営基盤を持つ企業。小規模は、従業員数や売上高

が比較的少なく、資本規模も小さい企業です。一般にいう中小企業ですが、成長が期待されている企業も存在します。

なぜ見直しがされているかについて、ご説明しておきます。実は、①と②によって評価額に差が出ているからです。二つの方式による評価額の中央値を比べると、①を適用すると②の約4分の1の水準になるようです。

つまり、会社の規模が大きいほど②を適用するのに比べて、評価額が低く算定される傾向にあるということです。小規模の会社だと①が選択できないので、不公平感が出ています。大規模の会社として①を適用するために従業員を増やして税負担を軽減する納税者もいたようです。

事業の相続は会社の財産を時価で算出しなければならないので、税理士の先生にお願いするのが安心だと思います。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)